

情報ひろば



福祉

家族介護用品購入費の助成

【対】要介護4または5と認定された人を在宅介護する家族で、介護されている人が市民税非課税世帯に属し、かつ介護する家族が同居または隣接地に居住し、市民税非課税世帯であること **【容】**▽対象品目：紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、防水シーツ、消臭剤▽助成方法：期ごとに対象者の確認を行い、その期間分のクーポン券を交付。第1期は4月1日～7月31日 **【※】**事前に申請が必要 **【額】**1期ごとに2万5千円、年間1人当たり7万5千円までを助成 **【問】**市役所 駅南庁舎高齢社会課 ☎(0857)20-3453 / 各総合支所福祉保健課 (16ページ参照)

可燃物ゴミ袋の交付

【対】①家族介護用品購入費の助成対象者：介護用品券交付の際に1期につき20枚 **【容】**要介護4または5の一人暮らし高齢者（市民税非課税世帯）で、他にゴミ袋の無料交付を受けていない人：年12回、1回につき30枚※

申請の際に高齢者の介護保険証または支援者の住所などが確認できるものを提示 **【問】**市役所 駅南庁舎高齢社会課 ☎(0857)20-3453 / 各総合支所福祉保健課 (16ページ参照)

障害のある人の雇用、福祉相談

障害のある就職希望者とその家族のために、雇用と福祉の相談を同時に受けられる窓口を開設しました。

【時】毎月、第1・第2木曜日13:30～15:30 **【所】**▽第1木曜日：鳥取公共職業安定所▽第2木曜日：市役所 駅南庁舎生活福祉課 ※予約制。問い合わせ先にお申し込みを。 **【問】**鳥取公共職業安定所 ☎(0857)23-2021 / 市役所 駅南庁舎生活福祉課 ☎(0857)20-3475

仕事探しをお手伝い！

ひとり親家庭の母を対象に、仕事探し・転職などの情報提供、ハローワークと連携した仕事紹介などの支援を行います。

【問】鳥取県東部総合事務所福祉保健局 母子福祉係 ☎(0857)22-5625

可燃物ごみ処理手数料金改正

平成20年4月1日から本市のゴミ焼却施設に持ち込む際の1台あたりの処理手数料が、500円から600円に変わります。

積載量	ごみ処理手数料
50kgまで	600円
50kg増すごとに	600円を加算します。

【問】市役所本庁舎生活環境課 ☎(0857)20-3216

祝日のごみ収集(3月)

3月20日(木)(春分の日)	可燃ごみ	古紙類	食品トレイ	プラスチック資源ごみ	小型破砕ごみ	ペットボトル
	収集します			収集しません		3月19日(水)に振り替えて収集します

※必ず朝8時までに出してください。
※指定ごみ袋の引換は3月末までです。

【問】市役所本庁舎生活環境課 ☎(0857)20-3216

河原町総合体育館の中学校優先使用について

老朽化のため使用禁止となっている河原中学校屋内運動場の代替施設として、河原町総合体育館を

河原中学校が優先的に使用します。ご理解とご協力をお願いします。

【時】4月1日～平成24年3月31日まで **【容】**▽平日：指定時間(8:00～19:00)は、河原中学校が専用使用し、一般使用は中止▽土・日・祝祭日：指定時間に河原中学校が使用を希望する場合は、一般利用者と利用調整▽指定時間外(19:00～22:00)：一般利用者が使用 **【問】**市役所第2庁舎体育課 ☎(0857)20-3373

平成20年度 因幡霊場休場日

4月1日	(木)	2日(金)
5月1日	(木)	
6月1日	(金)	
7月1日	(木)	
8月1日	(水)	
9月1日	(金)	
10月1日	(木)	
11月1日	(金)	
12月1日	(土)	
1月1日	(日)	
2月1日	(土)	
3月1日	(日)	

【問】因幡霊場 ☎(0857)51-8320

軽自動車税などについて

①軽自動車の廃車・名義変更の届出：届出場所▽125cc以下の原動機付自転車・農耕車など：市役所 駅南庁舎市民税課 ☎(0857)20-3413 / 各総合支所市民生活課▽軽自動車：250cc以下の2輪車：軽自動車協会 ☎(0857)28-7021 (安長77-3)▽25



お知らせ

金婚・ダイヤモンド婚合同祝賀式典

居住地域	とき	ところ
鳥取・国府・福部地域	5月27日(火) 10:00～	鳥取市民会館
河原・用瀬・佐治地域	5月28日(水) 10:00～	用瀬地区 保健センター
気高・鹿野・青谷地域	5月28日(水) 14:00～	気高町体育館

◎鳥取市にお住まいで次に該当するご夫婦が対象です

▶金婚

結婚50周年を迎えるご夫婦(昭和33年中に結婚)

▶ダイヤモンド婚

結婚60周年を迎えるご夫婦(昭和23年中に結婚)

申し込み・問い合わせ先 市役所駅南庁舎高齢社会課 ☎(0857)20-3451 / 市社会福祉協議会 ☎(0857)24-3180 / 各総合支所福祉保健課(16ページ参照) / 各地区社会福祉協議会

■凡例

対=対象 容=内容 時=日時 募=募集期間・方法
所=場所 員=定員 数=数量 料=料金 額=支給
助成額など 受=受付 案=条件 持=持参するもの
問=問い合わせ先

0ccを超える2輪車II鳥取運輸支局 ☎(0857)22-4154(丸山町224) ※3月31日(月)までに届出がない場合は、平成20年度の軽自動車税がかかります。
②農耕車の届出…人が乗車できる農耕車は届出を行い、ナンバープレートを取り付ける必要があります。届出場所▽市役所駅南庁舎市民税課 ☎(0857)20-3413 / 各総合支所市民生活課 ③軽自動車税の納付書発送時期および納期…納付書発送▽5月中旬 / 納期限▽6月2日(月) 問市役所駅南庁舎市民税課 ☎(0857)20-3413 / 各総合支所市民生活課

国民年金の加入届・口座振替のお知らせ



◆退職したら国民年金の加入届出を

20歳～60歳の人で、会社を退職して厚生年金や共済年金の加入者でなくなった人、またその人に扶養されていた配偶者(第3号被保険者)は、国民年金の加入届が必要です。年金手帳と退職した日付のわかる証明書をお持ちいただき、国民年金の窓口へ届け出てください。

退職して収入がなくなった人は、国民年金保険料の免除が受けられる場合もありますので、お問い合わせください。

◆国民年金保険料のお支払いは口座振替が便利でお得です
金融機関やコンビニなどに出向かなくても自動的に口座から支払ができる口座振替はとても便利です。

納期限より1カ月早く振替される「当月末振替」では、月額50円割引になります。「毎月振替」とあわせてご検討ください。

問い合わせ先 ▷市役所駅南庁舎保険年金課 ☎(0857)20-3484 ▷鳥取社会保険事務所 ☎(0857)27-8311

水道局からのお知らせ

転入・転出時には水道局へ届出を!

次の場合、お早めにご連絡ください。

- ▷家の新築・転居などで新たに水道を使用するとき
- ▷転居のため、水道の使用をやめるとき
- ▷家の改築や長い間留守にするなど、当分の間水道を使用しないとき
- ▷使用者の名義を変更するとき

※届け出の際には、使用水量のお知らせや領収書などに記載されている、次の番号をお知らせください。

鳥取・国府地域の給水区域	「水栓番号」 7ケタの数字
河原・青谷地域の給水区域	「お客様番号」 8ケタの数字

問い合わせ先 鳥取・国府地域の給水区域：水道局営業課 ☎(0857)53-7922 / 河原地域給水区域：水道局河原営業所 ☎(0858)76-3118 / 青谷地域給水区域：水道局青谷営業所 ☎(0857)85-2526

春の全国火災予防運動

3月1日(土)～7日(金)

『火は見てる あなたが離れる その時を』

●住宅防火 いのちを守る 7つのポイント●

3つの習慣

- ☆寝たばこは、絶対やめる。
- ☆ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ☆ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- ☆逃げ遅れを防ぐため、**住宅用火災警報器**などを設置する。
- ☆寝具や衣類からの火災を防ぐため、**防災製品**を使用する。
- ☆小さいうちに火災を消すため、**消火器**などを設置する。
- ☆お年寄りや身体の不自由な人を守るため、**隣近所の協力体制**をつくる。

問い合わせ先 東部消防局 ☎(0857)23-2301

70～74歳の人の自己負担を1割に据え置き



国民健康保険制度改正により平成20年4月から、70～74歳の方は、自己負担が2割に引き上げられることになっていましたが、平成20年4月～平成21年3月までの1年間は、自己負担が1割に据え置かれます。また、70～74歳の人(一般)の医療費が高額になった場合の自己負担限度額も、平成21年3月まで据え置かれます。

新たな高齢受給者証は3月下旬にお届けする予定です。

※対象外の人

- ・一定以上所得のある人で、すでに3割負担をいただいている人
- ・一定の障害がある人で、後期高齢者医療制度に加入される人

問い合わせ先 市役所駅南庁舎保険年金課 ☎(0857)20-3482 / 各総合支所福祉保健課(16ページ参照)